

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1（第8条の2関係）				別表第1（第8条の2関係）					
有料公園施設の名称	表示場所	単 位		使用料の額	有料公園施設の名称	表示場所	単 位		使用料の額
香川県営野球場	外野グラウンドフェンス（中堅側）	1年	表示面積1平方メートル	<u>43,200円</u>	香川県営野球場	外野グラウンドフェンス（中堅側）	1年	表示面積1平方メートル	<u>42,000円</u>
	外野グラウンドフェンス（両翼側）	1年	表示面積1平方メートル	<u>37,020円</u>		外野グラウンドフェンス（両翼側）	1年	表示面積1平方メートル	<u>36,000円</u>
	内野グラウンドフェンス	1年	表示面積1平方メートル	<u>24,680円</u>		内野グラウンドフェンス	1年	表示面積1平方メートル	<u>24,000円</u>
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）					
1 総合運動公園の使用料				1 総合運動公園の使用料					
有料公園施設の名称	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料	有料公園施設の名称	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料
香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収			香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収		

	ト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース)	しない場合 生徒及び児童 一般 略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>1,170円</u> <u>2,930円</u> <u>5,860円</u>	<u>1,170円</u> <u>2,930円</u> <u>5,860円</u>
	附属施設	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース 記録放送室及び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以外	<u>960円</u> <u>490円</u> <u>1,030円</u> <u>490円</u> <u>720円</u> <u>490円</u>	<u>960円</u> <u>490円</u> <u>1,030円</u> <u>490円</u> <u>720円</u> <u>490円</u>
香川県営第2野球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般 アマチュアスポーツ以外の場合	<u>920円</u> <u>2,330円</u> <u>4,660円</u>	<u>920円</u> <u>2,330円</u> <u>4,660円</u>
	附属施設	本部室 略	<u>490円</u>	<u>490円</u>
香川県営テニス場	基本施設（テニスコート）	生徒及び児童 一般	<u>360円</u> <u>520円</u>	<u>360円</u> <u>520円</u>

	ト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース)	しない場合 生徒及び児童 一般 略 アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>1,140円</u> <u>2,850円</u> <u>5,700円</u>	<u>1,140円</u> <u>2,850円</u> <u>5,700円</u>
	附属施設	本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース 記録放送室及び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以外	<u>940円</u> <u>480円</u> <u>1,010円</u> <u>480円</u> <u>700円</u> <u>480円</u>	<u>940円</u> <u>480円</u> <u>1,010円</u> <u>480円</u> <u>700円</u> <u>480円</u>
香川県営第2野球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般 アマチュアスポーツ以外の場合	<u>900円</u> <u>2,270円</u> <u>4,540円</u>	<u>900円</u> <u>2,270円</u> <u>4,540円</u>
	附属施設	本部室 略	<u>480円</u>	<u>480円</u>
香川県営テニス場	基本施設（テニスコート）	生徒及び児童 一般	<u>350円</u> <u>510円</u>	<u>350円</u> <u>510円</u>

	附属施設	会議室 略	<u>490円</u>	<u>490円</u>
		シャワー室 団体		
		温水使用	<u>720円</u>	<u>720円</u>
		温水使用以外	<u>490円</u>	<u>490円</u>
香川県営 サッカー ・ラグビー 一場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児童 一般	<u>800円</u>	<u>800円</u>
		略	<u>2,010円</u>	<u>2,010円</u>
		アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収 しない場合 略	<u>4,030円</u>	<u>4,030円</u>
	附属施設	本部室及び審判 員控室 略	<u>490円</u>	<u>490円</u>
		会議室	<u>490円</u>	<u>490円</u>
		シャワー室		
		温水使用	<u>720円</u>	<u>720円</u>
		温水使用以外	<u>490円</u>	<u>490円</u>
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（ グラウンド）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般	<u>630円</u>	<u>630円</u>
		略	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>
		アマチュアスポーツ以外の場合	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>
	略			

	附属施設	会議室 略	<u>480円</u>	<u>480円</u>
		シャワー室 団体		
		温水使用	<u>700円</u>	<u>700円</u>
		温水使用以外	<u>480円</u>	<u>480円</u>
香川県営 サッカー ・ラグビー 一場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児童 一般	<u>780円</u>	<u>780円</u>
		略	<u>1,960円</u>	<u>1,960円</u>
		アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収 しない場合 略	<u>3,920円</u>	<u>3,920円</u>
	附属施設	本部室及び審判 員控室 略	<u>480円</u>	<u>480円</u>
		会議室	<u>480円</u>	<u>480円</u>
		シャワー室		
		温水使用	<u>700円</u>	<u>700円</u>
		温水使用以外	<u>480円</u>	<u>480円</u>
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（ グラウンド）	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般	<u>620円</u>	<u>620円</u>
		略	<u>1,560円</u>	<u>1,560円</u>
		アマチュアスポーツ以外の場合	<u>3,120円</u>	<u>3,120円</u>
	略			

香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合 略 一般 略	580円	580円
	附属施設	シャワー室 専用使用の場 合 温水使用 温水使用以 外	720円 490円	720円 490円

備考 略
2 略

香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合 略 一般 略	570円	570円
	附属施設	シャワー室 専用使用の場 合 温水使用 温水使用以 外	700円 480円	700円 480円

備考 略
2 略

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時 から午後 9時まで の使用料 の額	午後1時 から午後 9時まで の使用料 の額	午前9時 から午後 9時まで の使用料 の額	午前9時 から午後 9時まで の間にお いて使用 時間を分 割して使 用する場 合の1時 間当たり の使用料 の額	午前9時 前又は午 後9時後 の時間 において 使用する 場合の1 時間当 たりの 使用料 の額
	基本 施設 (グ ラウ ンド、 専用使用の場 合 アマチュ アスポ ーツの 場合				

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時 から午後 9時まで の使用料 の額	午後1時 から午後 9時まで の使用料 の額	午前9時 から午後 9時まで の使用料 の額	午前9時 から午後 9時まで の間にお いて使用 時間を分 割して使 用する場 合の1時 間当たり の使用料 の額	午前9時 前又は午 後9時後 の時間 において 使用する 場合の1 時間当 たりの 使用料 の額
	基本 施設 (グ ラウ ンド、 専用使用の場 合 アマチュ アスポ ーツの 場合				

雨天 走路 及び 更衣 室)	入場料を 徴収しな い場合 学校、 競技協 会、教 育委員 会その 他教育 関係団 体（以 下「学 校等」 という。）	10,280円	15,420円	23,140円	3,080円	3,080円
	学校等 以外の もの	27,360円	41,140円	61,710円	8,220円	8,220円
	略 アマチュア スポーツ以 外の場合 入場料を 徴収しな い場合 略	41,140円	61,710円	92,570円	12,340円	12,340円
附属 施設	第1トレー ニングル ーム 専用使用 の場合	5,140円	7,710円	11,620円	1,540円	1,540円
	第2トレー ニングル ーム 専用使用 の場合	1,640円	2,570円	3,700円	510円	510円
	記録放送室及	1,640円	2,570円	3,700円	510円	510円

雨天 走路 及び 更衣 室)	入場料を 徴収しな い場合 学校、 競技協 会、教 育委員 会その 他教育 関係団 体（以 下「学 校等」 という。）	10,000円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円
	学校等 以外の もの	26,600円	40,000円	60,000円	8,000円	8,000円
	略 アマチュア スポーツ以 外の場合 入場料を 徴収しな い場合 略	40,000円	60,000円	90,000円	12,000円	12,000円
附属 施設	第1トレー ニングル ーム 専用使用 の場合	5,000円	7,500円	11,300円	1,500円	1,500円
	第2トレー ニングル ーム 専用使用 の場合	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
	記録放送室及	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円

び放送機器 大型映像装置					
アマチュア スポーツの 場合	19,440円	29,700円	44,550円	5,940円	5,940円
アマチュア スポーツ以 外の場合	58,320円	89,100円	133,650円	17,820円	17,820円
会議室	1,640円	2,570円	3,700円	510円	510円
特別会議室	3,390円	5,140円	7,710円	1,020円	1,020円

備考 略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	820円	820円
学校等以外のもの	1,640円	1,640円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,290円	3,290円

備考 略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園 施設の名 称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室） 専用使用でない場合 生徒及び児童	150円券 (11枚)	1,540円

び放送機器 スコアボード	10,000円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円
会議室	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
特別会議室	3,300円	5,000円	7,500円	1,000円	1,000円

備考 略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 学校等	800円	800円
学校等以外のもの	1,600円	1,600円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,200円	3,200円

備考 略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園 施設の名 称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室） 専用使用でない場合 生徒及び児童	150円券 (11枚)	1,500円

		一般	300円券 (11枚)	<u>3,080円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒	150円券 (11枚)	<u>1,540円</u>
			一般	300円券 (11枚)
		第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒	150円券 (11枚)	<u>1,540円</u>
			一般	300円券 (11枚)
補助競技場	専用使用でない場合 生徒及び児童		50円券 (11枚)	<u>510円</u>
	一般		100円券 (11枚)	<u>1,020円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>15,420円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,080円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,080円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>10,280円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>1,020円</u>

		一般	300円券 (11枚)	<u>3,000円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒	150円券 (11枚)	<u>1,500円</u>
			一般	300円券 (11枚)
		第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒	150円券 (11枚)	<u>1,500円</u>
			一般	300円券 (11枚)
補助競技場	専用使用でない場合 生徒及び児童		50円券 (11枚)	<u>500円</u>
	一般		100円券 (11枚)	<u>1,000円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>15,000円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,000円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,000円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>10,000円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>1,000円</u>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。